

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳した  
ものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版  
ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

IASB が、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」をさらに変更する  
ことを提案

### 目次

#### アジェンダ決定

#### 完全遡及適用からの救済措置

#### 修正案

#### その他の事項

#### IAS第8号の他の修正案

#### さらなる情報

国際会計基準審議会(IASB)は、会計方針の変更がIFRS 解釈指針委員会により公表されたアジェンダ決定の結果である場合に、会計方針の変更を完全に遡及的に会計処理することへの救済措置を得るための、新たなより低い閾値を導入する、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正を提案した。本提案は、最近公開草案(ED)2018/01に示されている。

変更案では、

- ・企業が、IFRS解釈指針委員会によるアジェンダ決定に対応して会計方針を変更することをより容易にする。
- ・企業が完全遡及適用の影響を算定するためのコストが利用者にとっての予想される便益を上回ることが立証できる場合、企業が新しい会計方針を完全に遡及適用しないことを認める。
- ・コメント期限は、2018年7月27日である。

#### アジェンダ決定

解釈指針委員会の役割は、IFRS基準をどのように適用するかに関する質問を検討し、回答することである。解釈指針委員会がある基準について不明確であると判断した場合、その解釈指針を開発して公表する、またはIASBが当該要求事項を明確化するために実施すべき軽微な変更を提案することが可能である。しかし、ほとんどの場合、解釈指針委員会は、こういった事項をアジェンダとして取り上げないことを決定する。

このような方向性をとることを計画する場合、解釈指針委員会は、当該事項をさらに検討する意図がない理由を説明する「暫定的なアジェンダ決定」を公表する。これには、論点が解釈指針には大幅で広範囲すぎであること、または実務において不統一の証拠がないかもしれないためである可能性がある。しかし、最も一般的な理由は、解釈指針委員会が関連性のある基準の要求事項が明確であると結論付けたことである。このケースの場合、解釈指針委員会は、常にではないが、通常どのように基準を適用すべきかの説明を含めている。

暫定的なアジェンダ決定は、公開のコメントを募集するために60日間公開する。解釈指針委員会が暫定的アジェンダ決定についてのフィードバックを検討後、当該決定を最終化することを決定することが可能であり、または当該事項をアジェンダに追加することが可能である。「アジェンダ決定」は、解釈指針委員会により公表される決定の最終版である。

#### 詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

2017年に解釈指針委員会は、14のアジェンダ決定を最終化した。これらは、企業会計基準委員会のウェブサイトのIFRIC Updateの翻訳を参照いただきたい。

<https://www.asb.or.jp/ifrs/ifric/y2017.html>

### アジェンダ決定の位置付け

アジェンダ決定で提供されたガイダンスは、企業に、修正すべき誤謬があること、情報を見積る方法を変更しなければならないこと、または会計方針を変更しなければならないことを示している可能性がある。本修正案は、会計方針の変更のみ関連している。

アジェンダ決定は、IFRSの一部ではない。そのため、アジェンダ決定に動機づけられた会計方針の変更は、IASBにより強制される変更ではない。それは、IAS第8号の目的上、任意の会計方針の変更となる。そのような変更は、遡及的に適用しなければならないと、企業が新しい会計方針を過去から常に適用していたかのように、比較情報を修正する。

### 完全遡及適用からの救済措置

企業が会計方針の任意の変更を行う際に、企業が当該変更の期間固有の影響または累積的影響を算定することが実務上不可能である場合には、IAS第8号は完全遡及適用からの救済措置を提供している。

比較情報を修正再表示するために必要な期間固有の情報を算定することが実務上不可能である場合には、企業は、実務上可能である最も古い期間(当期であるかもしれない)から新しい会計方針を遡及的に適用し、その期の期首の資本を調整する。

当期の期首において、累積的影響を算定することが実務上不可能な場合には、新しい会計方針は実務上可能な最も古い日付から将来に向かって適用する。

### 修正案

IASBが新しい基準を開発または修正する、あるいは解釈指針委員会が解釈指針を開発する際に、IASBと解釈指針委員会は、遡及適用の一部の局面について、IAS第8号で提供されているものよりも企業がより救済される措置を提供している。IASBは、追加的な救済措置がないことにより、IAS第8号の要求事項が、企業にIFRS適用を改善することになる変更を行うことを妨げていることを懸念している。

したがって、IASBは、会計方針の変更がアジェンダ決定に対応したものである場合に、企業が完全な遡及適用から救済される状況を拡張することを提案している。当該変更の期間固有の影響または累積的影響を算定することが実務上不可能であることを立証する代わりに、企業は、当該変更の影響を算定するためのコストが利用者にとっての予想される便益を上回ることが立証できる場合には、救済措置を利用することができる。これは、実務上不可能よりも低いハードルである。

### 利用者にとって予想される便益

企業は、新しい会計方針を遡及適用することにより提供される情報がないことが、利用者が財務諸表に基づいて行う意思決定にどのように影響を与える可能性があるかを検討することにより、利用者にとって予想される便益の評価を行うことが必要となる。本提案は、利用者が以下の場合に遡及適用から便益を得ている可能性が高いことを示している。

- (a) 当該変更が、資産または負債の当初認識または認識の中止となる場合、または数期間にわたって報告されている取引に影響する場合(変更の性質)
- (b) 報告されている財政状態、業績、キャッシュ・フローと比較して、当該変更の影響がより大きい場合(変更の大きさ)
- (c) 初めてある企業を連結するように、当該変更が財務諸表の多くの局面に影響を及ぼす場合。(変更の広範さ)
- (d) トレンド、特に頻繁にまたは経常的な取引に、より重要な影響を与える場合(変更がトレンドに与える影響)

企業は、さらに完全遡及適用をしないかもしれない程度を評価し考慮にも入れる。例えば、報告されている最も古い期間において累積的な影響を算定することができるが、比較期間における期間固有の影響を算定できない場合、利用者にとって情報がないことは、当該変更が将来へ向かって適用された場合に比べ小さいものとなる。

### 企業にとって遡及適用による影響を算定するコスト

コストを評価する際に、企業は発生することが合理的に予想される追加コスト、および当該変更の期間固有の影響または累積的影響を算定するためにかけることが合理的に予想される追加的な労力を検討する。したがって、企業は、新しい会計方針を適用するために必要な情報が過大なコストや労力をかけずに合理的に入手できるかどうかを評価することが必要になる。

### その他の事項

IASBIは、任意の会計方針の変更のすべてに提案された閾値を適用するかどうかを検討したが、アジェンダ決定に限定することを決定した。なぜなら、それは明確な状況下であり、また公開協議の対象であるからである。

IASBIはまた、企業がアジェンダ決定に動機付けられて会計方針を変更することが可能な時期についても、いくらかの制限を課すかどうかを検討したが、これは実行することが難しいと結論づけた。現在の提案では、当該決定が最終化した後に、企業がいずれの期においても変更することを認めている。

IASBが修正案を進めることを決定した場合には、発効日を設定する。しかし、新しい閾値の早期適用を認めないことを提案している。

### IAS第8号の他の修正案

2017年、IASBはIAS第8号についての他の2つの提案を公表した。

公開草案ED2017/5では、会計方針と会計上の見積りの定義を変更することを提案している。コメント期間は2018年1月に締め切られ、IASBIは3月の公開の会議で、受け取ったフィードバックについての検討を開始した。IAS Plusのウェブサイトでは、スタッフペーパーとIASBの議論の要約を閲覧することが可能である。

<https://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb/2018/march/march>

公開草案ED2017/6では、重要性の定義を修正することを提案している。コメント期間は同じく2018年1月に締め切られ、IASBIは4月の公開の会議で、受け取ったフィードバックについての検討を始める予定である。

### さらなる情報

本EDIはIFRS財団のウェブサイトにて入手可能である。

<http://www.ifrs.org/projects/work-plan/accounting-policy-changes/comment-letters-projects/ed-accounting-policy-changes/#consultation>

IASBIは、2018年7月27日までコメントを受付けている。

本提案について質問がある場合、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**